

27盛行号外  
平成27年9月28日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況等について

このことについて、平成21年度、22年度、23年度、24年度及び25年度包括外部監査分に係る措置状況及び未措置事項の取組状況（平成27年3月末現在）を取りまとめたので、別添のとおり御報告いたします。

なお、これまでの包括外部監査報告書につきましては、市ホームページ（盛岡市の自治体経営）をご参照願います。

担当 市長公室行政経営課  
電話 651-4111  
(内線3841~3843)  
直通 626-7553

平成21年度包括外部監査結果等措置状況(H27.03)

監査対象事件	所管課	区分	指摘件数	措置済数	今回措置件数	未措置件数
テーマ1 盛岡市中央卸売市場の経営状況について	中央卸売市場業務課	監査結果	18	18	-	0
	管財課	監査結果	2	2	-	0
	契約検査課	監査結果	6	6	-	0
	共通	監査結果	2	2	-	0
	テーマ1 計		28	28	0	0
テーマ2 公の施設の管理運営について	行政経営課	監査結果	16	16	-	0
	財政課	監査結果	3	3	-	0
	文化国際室	監査結果	9	9	-	0
	スポーツ推進課	監査結果	8	8	-	0
	観光課	監査結果	3	3	-	0
	公園みどり課	監査結果	11	11	-	0
	歴史文化課	監査結果	1	1	-	0
	小計(監査結果)		51	51	0	0
	文化国際室	参考意見	2	2	-	0
	小計(参考意見)		2	2	0	0
	テーマ2 計		53	53	0	0
H19 テーマ3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証	市民税課	監査結果	13	13	-	0
	資産税課	監査結果	9	8	0	1
	納稅課	監査結果	9	8	0	1
	健康保険課	監査結果	8	8	-	0
	児童福祉課	監査結果	11	11	-	0
	建築住宅課	監査結果	3	3	-	0
	共通	監査結果	12	12	-	0
	小計(監査結果)		65	63	0	2
	共通	参考意見	1	1	-	0
	小計(参考意見)		1	1	0	0
H20	教育委員会総務課	監査結果	8	8	-	0
	上下水道部計※	監査結果	8	3	3	2
	行政経営課	監査結果	1	1	-	0
	財政課	監査結果	2	0	0	2
	資産管理活用事務局※	監査結果	11	6	5	0
	小計(監査結果)		30	18	8	4
	職員課	参考意見	5	5	-	0
	財政課	参考意見	7	5	0	2
	契約検査課	参考意見	3	3	-	0
	会計課	参考意見	1	1	-	0
	行政経営課	参考意見	1	1	-	0
	共通	参考意見	2	2	-	0
	小計(参考意見)		19	17	0	2
	テーマ3 計		115	99	8	8
テーマ1～テーマ3 総合計			196	180	8	8

※組織改編により、関係課を集約している。

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
202	<p>③ 維持管理計画の評価とマネジメントサイクル (措置の方向性について)</p> <p>維持管理計画の評価とマネジメントサイクルについて、維持管理計画を策定することが目的ではなく、計画をいかに実行するかを検討しており、計画の評価やマネジメントサイクルの考え方の必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画は平成23年度に策定される予定であるが、その前提となる維持管理方針の策定時に職員研修を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。</p>	<p>今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討してまいります。 (業務課、施設管理課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>上下水道局アセットマネジメント検討委員会において意見を交換するとともに、局内及び外部研修への職員の参加・派遣による意識改革にも継続して取り組んでおります。</p> <p>今後は、計画の達成状況について定期的に状況の分析・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道整備課)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
203	<p>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討 (措置の方向性について)</p> <p>維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法の精緻化を行うべきである。</p>	<p>今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーション方法について検討してまいります。</p> <p>(業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>今後は、計画の達成状況について定期的に状況の分析・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>(経営企画課、下水道整備課)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
209	<p><b>⑧ 受益者負担の検討</b>  <b>(措置の方向性について)</b></p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p><b>(現時点の措置状況について)</b></p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではないかと考える。</p>	<p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。            (業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年度にアセットマネジメントを取り入れた財政計画に基づく中期経営計画を策定しました。</p> <p>今後は、計画の定期的な分析・評価を行い、計画の見直しにより、受益者負担の必要が生じた場合は、下水道使用料の改定について検討します。</p> <p>(経営企画課)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名

財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
212	<p>(2) 施設管理に係る中長期計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>施設管理に係る中長期計画の策定については、(1)にある維持管理方針の策定に合わせ、予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく、確実に実施するためには、予算との連携が必要であり、取り組みは評価できる。今後は、施設関連費用を縮減するとともに、中長期にわたる費用の平準化を図り、市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現状では、計画策定に必要なデータの種類が明確でなく、データそのものも不足し、シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か、早急に、整理する必要がある。</p>	<p>実効性のある計画となるよう留意しながら、必要なデータの精査、収集等も含め、計画の策定に向けた検討を継続してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定いたしました。</p> <p>本計画に基づき、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」を図ることにより、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供を目指してまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
217	<p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト縮減に向けた取組み (措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方ではなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p>	<p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの縮減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定いたしました。</p> <p>本計画に基づき、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減を推進してまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
219	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し (措置の方向性について) 規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について) 現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポートする必要がある。</p>	<p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。 (建築住宅課)</p>	<p>○措置済 平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を、平成27年2月に「公共施設等総合管理計画」をそれぞれ策定しました。 本計画に基づき、「市有建築物保全計画実施要綱」の対象施設を含め、市が保有するすべての公共施設を対象とした「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」に向けた取組を推進してまいります。 (資産管理活用事務局)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部、教育委員会、上下水道部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
221	<p>(10) 安全点検の実施とその対応 (措置の方向性について)</p> <p>安全点検の実施とその対応について、安全性に課題があるものについては、早急に対処すべきであり、対処がやむを得ず遅れる場合には、利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると、他の部局においても同様のケースがあると考えられる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p>	<p>法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認し、措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。</p> <p>措置の状況の公表について、今後検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年12月に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を、平成27年2月に「公共施設等総合管理計画」をそれぞれ策定しました。</p> <p>今後においては、市が保有するすべての公共施設を対象とし、「公共施設保有の最適化」を図るとともに、計画的な保全を実施し「長寿命化」に取り組んでまいります。</p> <p>また、計画の進行管理を適切に行うため、定期的に取組実績について評価を行い公表することとしております。</p> <p>(資産管理活用事務局、教育委員会総務課、経営企画課)</p>

## 様式1

## 平成21年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：3 平成19年度及び20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名

財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
223	<p>(12) 耐用年数の設定 (措置の方向性について)</p> <p>耐用年数の設定については、現在、全庁的な維持管理方針の策定に向け、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには、施設の耐用年数を設定する必要があるため、維持管理方針の策定に併せ、耐用年数の設定を行うべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて、施設の耐用年数の設定について検討してまいります。 (行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年12月に策定した「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」において、耐用年数の目標を80年と設定しました。今後は、一定の周期で修繕や大規模改修を行い、計画的な保全を図ることにより長寿命化に取り組んでまいります。 (資産管理活用事務局)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
140	<p>② 事務の効率化について</p> <p>ア) 登記情報の入手方法について (措置の方向性について)</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができるものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的に働きかけを行わみたい。</p>	<p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成23年度に盛岡地方法務局と協議し、法務局から盛岡市への登記情報及び盛岡市から法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データでの情報入手及び価格通知を行うことを合意しました。</p> <p>しかしながら、限られた予算の中で優先順位を検討し、26年度はコンビニ収納導入のためのシステム改修を進めてきたところです。また、27年度はマイナンバー制度に対応するためのシステム改修を優先して行う必要があり、制度導入に伴い、法務局との情報交換等の運用が変わる可能性もあることから、登記情報のデータ入手については、その動向も踏まえつつ、費用対効果を考慮しながら検討してまいります。</p> <p>(資産税課)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	19年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
152	<p>⑦ 納付機会の拡大について (措置の方向性について)</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他都市の事例や効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり一定の措置がなされている。</p> <p>そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。</p>	<p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>(納税課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成27年4月から市県民税や固定資産税など合計9科目へのコンビニ収納を行い、納付機会の拡大等の収納窓口の充実を図り、平成28年度からコンビニ収納が可能な固定資産税・都市計画税など9科目が東北地区の郵便局で納付できるよう関係機関等と調整等を行うこととしております。なお、クレジット収納につきましては、導入経費等を勘案し費用対効果の観点から現段階では実施すべきではないと考えます。</p> <p>(納税課)</p>

## 様式2

## 平成 21 年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成 19 年度及び平成 20 年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

報告書頁	20 年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
200	<p>② 維持管理計画の策定 (措置の方向性について)</p> <p>維持管理方針については、下水道部内では検討が進められ、平成 21 年度中には決定を予定している。また、22 年度から順次実態調査を実施し、23 年度から順次維持管理計画を策定する予定で 21 年度中に予備調査を完了する予定である。維持管理の方針及び維持管理計画の策定に向けた取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組みについては、市内的一部分を対象とするものであり、市内全域をカバーするためには今後も継続的に同様の作業を進める必要がある。</p>	<p>今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討してまいります。</p> <p>(施設管理課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成 21 年度に策定した『維持管理方針』に基づき、下水管路施設維持管理計画の検討を行っております。</p> <p>平成 20 年度から 23 年度には、菜園及び内丸地区の長寿命化計画策定のため、管渠調査により劣化状況の把握を行い必要な措置を講じております。</p> <p>25 年度には河南地区の標準耐用年数（50 年）を経過した管渠等についても調査を行っており、劣化状況や劣化傾向の把握と必要な措置を講じております。</p> <p>また、市内全域の計画的な修繕と長寿命化計画をすみ分けした計画策定を引き続き進めてまいります。</p> <p>(下水道整備課)</p>

## 様式2

## 平成 21 年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成 19 年度及び平成 20 年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 上下水道部

報告書頁	20 年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
208	<p>⑦ 劣化傾向の把握 (措置の方向性について)</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言い難く、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成 23 年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要である。このため、平成 22 年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。</p>	<p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。</p> <p>(施設管理課、業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>劣化傾向の把握については、下水が利用されている環境により異なることから、一概に結論を出すことは難しい状況ですが、通常の維持管理業務における不明水対策において、劣化状況の把握を行っております。</p> <p>また、国土交通省より平成 25 年 2 月に 50 年を経過した管渠の点検・調査を計画的、定期的に実施し、損傷の程度等に応じて必要な措置を講じるなど、予防保全管理を一層推進することの通知を受け、適正に取り組んでおります。</p> <p>(下水道整備課、下水道施設管理課)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
215	<p><b>(4) 固定資産台帳の整備</b>  <b>(措置の方向性について)</b></p> <p>固定資産台帳の整備については、現在、公会計制度改革への対応として、台帳整備に向け、庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討しており、作成に向け取り組んでいると評価できる。</p> <p><b>(現時点での措置状況について)</b></p> <p>台帳作成に向け取り組んでいる状況であるが、台帳は整備することも大切であるが、活用してこそ意味があるものである。このため、作成においては、活用を念頭に置き、必要に応じ専門的な知識を有する者に助言を求めるべきである。</p>	<p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産税台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームにより、段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総務省が新整備基準として公表した「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をより具体化したマニュアル「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年1月23日付けで示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>当該基準においては、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう示されたことを踏まえ、27年度は当該マニュアルに記載された内容の研究と他市の事例等の情報収集に努めるとともに、総務省から無償提供される予定のソフトウェアと、その整備に必要な既存データの活用手法等について検討を行い、29年度までに固定資産台帳を整備する計画としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	措置計画	未措置事項の取組状況（担当課）
216	<p>(5) 施設に関する情報の整備 (措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメント進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p>	<p>公会計の整備については、平成22年度から取組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総務省が新整備基準として公表した「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をより具体化したマニュアル「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年1月23日付けで示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>当該基準においては、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう示されたことを踏まえ、29年度を目指して固定資産台帳を整備することとしておりますが、その過程において、施設に関する情報を有する関係部署と横断的な連携を図りながら整備してまいりたいと考えています。</p> <p>(財政課)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】		部局等名	財政部
報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
236	<p>(i) 内部統制の整備</p> <p>(f) 固定資産台帳の整備 (措置の方向性について)</p> <p>公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討を予定している。</p> <p>固定資産台帳の整備にあたっては、その利用方法についても十分に検討し、現品との突合が可能な固定資産台帳を整備する必要がある。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p>	<p>公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総務省が新整備基準として公表した「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をより具体化したマニュアル「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年1月23日付で示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>当該基準においては、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう示されたことを踏まえ、27年度は当該マニュアルに記載された内容の研究と他市の事例等の情報収集に努めるとともに、総務省から無償提供される予定のソフトウェアと、その整備に必要な既存データの活用手法等について検討を行い、29年度までに固定資産台帳を整備する計画としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

## 様式2

## 平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：3 平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	20年度措置計画及び措置状況に対する監査の結果	今後の方向性	未措置事項の取組状況（担当課）
245	<p>(I) 透明性の確保</p> <p>(c) 会計制度の整備</p> <p>（措置の方向性について）</p> <p>公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p>	<p>公会計制度改革府内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複式簿記の導入に向け取組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総務省が新整備基準として公表した「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をより具体化したマニュアル「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年1月23日付けで示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>当該基準においては、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう示されたことを踏まえ、平成29年度までに新基準による財務書類4表や固定資産台帳等を整備するとともに、引き続き複式簿記の導入への取組みを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

平成 22 年度 包括 外 部 監 査 結 果 等 措 置 状 況 (H27.03)

監査対象事件	所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数
清掃事業に係る事務の執行等について	資源循環推進課	監査結果	5	5	-	0
	廃棄物対策課	監査結果	5	5	-	0
	収集センター	監査結果	2	2	-	0
	クリーンセンター	監査結果	5	5	-	0
	リサイクルセンター	監査結果	3	3	-	0
	税務住民課	監査結果	1	1	-	0
	共通	監査結果	5	5	-	0
	小計（監査結果）		26	26	0	0
	資源循環推進課	参考意見	8	8	-	0
	廃棄物対策課	参考意見	5	4	0	1
	税務住民課	参考意見	1	1	-	0
	クリーンセンター	参考意見	2	2	-	0
	行政経営課	参考意見	1	1	-	0
	共通	参考意見	2	2	-	0
	小計（参考意見）		19	18	0	1
計			45	44	0	1

## 様式2

## 平成22年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況（担当課）
33	<p><b>III. 一部事務組合への負担金等の支出について</b></p> <p>容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体として的重要施策であることを市民全体に認知してもらえることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p>	<p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>●未措置</p> <p>事業主体である岩手・玉山環境組合が中心となり、玉山区、岩手町での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業導入に向け、関係三者による分別収集拡大の協議を継続しておりますが、費用対効果などの課題があり、協議が整っておりません。</p> <p>このような状況の中、本市単独での事業実施について、検討を進めております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

平成23年度包括外部監査結果等措置状況(H27.03)

監査対象事件	所管課	区分	指摘件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数
盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について	介護高齢福祉課	監査結果	4	3	0	1
	高齢者支援室	監査結果	11	11	-	0
	総務課	監査結果	1	1	-	0
	行政経営課	監査結果	1	1	-	0
	行政経営課 ・高齢者支援室	監査結果	1	1	-	0
	小計(監査結果)		18	17	0	1
	介護高齢福祉課	参考意見	1	1	-	0
	高齢者支援室	参考意見	7	7	-	0
	地域福祉課	参考意見	1	1	-	0
	財政課	参考意見	1	0	0	1
	行政経営課 ・高齢者支援室	参考意見	3	3	-	0
	小計(参考意見)		13	12	0	1
	計		31	29	0	2

## 様式2

## 平成23年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【結果分】		部局等名	保健福祉部
報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況（担当課）
62	<p><b>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</b></p> <p><b>III. 介護保険料の徴収事務の執行について</b></p> <p><b>3 監査結果</b></p> <p>(1) 普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について（指摘事項1）</p> <p>第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつ大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでにも増して介護保険料の重い負担がかかってくることが懸念される。</p> <p>したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討すべきである。</p> <p>① 滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること</p> <p>② 滞納処分を実施すべきこと</p>	<p>近年の収納率の低下につきましては、市町村等各保険者共通の課題となっていることから、専門スタッフを採用した場合の有効性も含め、収納率向上対策について、中核市等の例を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>滞納処分につきましては、滞納処分の対象とする者の条件や実施方法等について、中核市等の例を参考にしながら、取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護高齢福祉課)</p>	<p>●未措置</p> <p>① 滞納保険料徴収については、平成26年4月にコールセンターによる電話催告業務委託契約を締結し、26年5月から業務を開始しました。</p> <p>② 滞納処分における交付要求については24年度から取り組んでおり、差押えについては対象者の条件や実施方法等を関係課と協議を進めているところであり、27年度上半期中に実施したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

## 様式2

## 平成23年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る事務の執行等について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況（担当課）
95	<p>(2) 土地及び建物の管理について (意見事項12)</p> <p>高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」（財産台帳）を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かつた。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。</p>	<p>平成22年度から財務書類の充実を図るため、庁内関係課と連携して資産評価に取り組んでいるところです。</p> <p>23年度は道路用地を除く土地の評価作業を行っており、次年度以降も計画的に評価作業を行い、財産台帳の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総務省が新整備基準として公表した「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」をより具体化したマニュアル「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年1月23日付けで示されたことから、今後は、その基準に基づいて整備を行う予定です。</p> <p>当該基準においては、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で作成するよう示されたことを踏まえ、27年度は当該マニュアルに記載された内容の研究と他市の事例等の情報収集に努めるとともに、総務省から無償提供される予定のソフトウェアと、その整備に必要な既存データの活用手法等について検討を行い、29年度までに固定資産台帳を整備する計画としています。</p> <p>それ以外の道路用地等の資産台帳についても順次整備を図る計画としております。</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>

平成24年度包括外部監査結果等措置状況(H27.03)

監査対象事件	所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数
土地区画整理事業に係る事務の執行について	盛岡南整備課	監査結果	4	4	-	0
	市街地整備課	監査結果	2	2	-	0
	盛岡南整備課 ・市街地整備課	監査結果	3	3	-	0
	盛岡南整備課 ・契約検査課(共通)	監査結果	1	1	-	0
	盛岡南整備課 ・市街地整備課 ・契約検査課(共通)	監査結果	1	1	-	0
	小計(監査結果)		11	11	0	0
	盛岡南整備課	参考意見	2	2	-	0
	市街地整備課	参考意見	3	3	-	0
	盛岡南整備課 ・市街地整備課	参考意見	5	4	1	0
	小計(参考意見)		10	9	1	0
計			21	20	1	0

## 様式1

## 平成24年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：土地区画整理事業に係る事務の執行について【意見分】

部局等名 都市整備部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
50	<p>V. 補償費について 4. 監査結果 (1) 補償基準について（意見事項 8）</p> <p>市では「盛岡市土地区画整理事業移転補償実務マニュアル」を制定し、補償金の算定方法や損失補償基準について「共通仕様書」「標準書」に準拠する旨を示し運用している。ただ、同仕様書及び標準書は一般的な公共事業に適用するための基準であり、土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準のすべてを定めたものではないことから不足事項を補うものとして実務的には「社団法人街づくり区画整理協会」が作成した「土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準（案）」「同細則（案）」及び「算定要領」も参考に運用している状況である。</p> <p>これまで市の事務執行に特段の問題はなかったと思われるが、このように土地区画整理事業における補償業務を行う上で、実務上利用している街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」は市が正式な手続を経て承認されたものとなっていない。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の補償業務に関し補償金算定の扱い所を明確にするために、現「移転補償実務マニュアル」で不足している事項を網羅したマニュアルに改正することが望ましいと考える。</p>	<p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルに改正してまいります。</p> <p>(市街地整備課・盛岡南整備課)</p>	<p>○措置済</p> <p>街づくり区画整理協会作成の「基準」「細則」「要領」を移転補償実務マニュアルに盛り込むことを含め、現在不足している事項を網羅したマニュアルの改正作業が、平成26年度中に完成し、平成27年4月1日に施行開始することとなりました。</p> <p>(市街地整備課・盛岡南整備課)</p>

平成 25 年度 包括 外 部 監 査 結 果 等 措 置 状 況 (H27.03)

監査対象事件		所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数
テーマ 1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について	子ども未来課 〔教育委員会〕総務課 学校教育課 (共通) 学務教職員課・学校教育課	監査結果	6	2	1	3	
		監査結果	2	2	-	0	
		監査結果	3	3	-	0	
		監査結果	1	1	-	0	
	小計(監査結果)		12	8	1	3	
	子ども未来課	参考意見	4	2	1	1	
	学務教職員課	参考意見	2	0	0	2	
	小計(参考意見)		6	2	1	3	
テーマ 2 内部統制の整備状況の有効性について	道路建設課・工事関係課 契約検査課 小計(監査結果)	監査結果	12	6	0	6	
		監査結果	3	1	1	1	
		監査結果	15	7	1	7	
		参考意見	4	2	1	1	
	契約検査課 契約検査課・工事関係課 職員課	参考意見	10	9	0	1	
		参考意見	1	0	0	1	
		参考意見	1	1	-	0	
	小計(参考意見)		16	12	1	3	
計			49	29	4	16	

## 様式1

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】		部局等名	保健福祉部
報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
35	<p><b>指摘事項 1-3</b></p> <p>○ 備品の管理について</p> <p>備品は、実在性、網羅性、正確性などに留意し、備品台帳により適切に管理する必要がある。</p>	<p>備品については、物品と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成しました。</p> <p>今後は、取得、返納及び所管換え時の処理を適切に実施するとともに、定期的な確認作業のマニュアル化を図り、備品管理を周知徹底してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>備品については、物品と備品台帳の照合を行い、正確な備品台帳を作成し、取得、返納及び所管換え時の処理を適切に実施しております。</p> <p>定期的な確認作業のマニュアルを作成しましたので、マニュアルに基づき備品管理を周知徹底してまいります。</p> <p>(子ども未来課)</p>

## 様式1

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
42	<p>意見1-3</p> <p>○ 土地の無償貸付について</p> <p>保育所民営化に際しての土地の貸付は、可能な限り市の財産を有効に活用する観点から無償貸付という条件の必要性を再検討の上、原則として有償貸付とすることが必要と考えられる。</p>	<p>保育所民営化における土地の無償貸付については、盛岡市立保育所民営化計画の中で、民営化を推進する観点から無償貸付としており、今後においても無償貸付を基本としてまいりますが、他の自治体の状況等についても情報を収集してまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成26年度に第3次民営化実施計画を策定しましたが、今後も営利を目的としない社会福祉法人等に対して土地を無償貸付することとしております。</p> <p>なお、他の自治体の状況については、情報収集した範囲では、民営化を実施している中核市の半数以上は、無償貸与している状況となっております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

## 様式1

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
131	<p>指摘事項 3-7</p> <p>○ R 5-1 入札にかけるべき契約が随意契約となるリスク 随意契約を定めている地方自治法施行令167条の2は抽象的な規定であり、実際に随意契約が可能かどうか判断するためには具体的な規定が必要であるため、随意契約に関する規則を要綱などとして定める必要がある。</p>	<p>平成26年度中を目途として、市の「随意契約のガイドライン」を基に、随意契約に関する運用基準を策定します。 (契約検査課)</p>	<p>○措置済 グループウェアに掲載している、契約検査事務の手引きの中で、随意契約に関する運用基準として、地方自治法施行令167条の2の各号に係る運用・留意点を示すとともに、必要に応じ工事等の例、物品購入、業務委託等の例を示し、実際に随意契約が可能かどうか判断するための指針とし、平成27年3月に周知しました。 (契約検査課)</p>

## 様式1

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	<p>意見 3-4</p> <p>○ R 1-2 予算と予定価格が乖離するリスク 予算と予定価格の乖離については、乖離原因の事後分析などにより抑止効果が期待できると考えられることから対応策の検討が必要である。</p>	<p>予算と予定価格の乖離原因については、「設計内容検討会」等において分析を行い、乖離を少なくするよう努めています。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>○措置済 予算と予定価格の乖離原因については、乖離を少なくするよう「設計内容検討会」等において、予算要求時の事業費算定及び発注時に、設計条件や積算内容の精査による分析を行っております。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
31	<p><b>指摘事項 1-1</b></p> <p>○ 滞納保育料に係る差押えについて 滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に従い、差押すべきものはするという対応が必要である。</p>	<p>滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に差押えの前提となる財産調査に関する定めについて、項目を追加し、公平性の観点から、差押えすべきものは差押えるという対応を行ってまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>●未措置 滞納保育料については、「保育料滞納整理事務取扱基準」に追加する財産調査に関する項目を追加するため、滞納金額による区分の設定や、交渉内容、納付額等を検討しながら、作成を進めております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
33	<p><b>指摘事項 1-2</b></p> <p>○ 預かり現金の取扱いについて</p> <p>保育所における預かり現金については、明確な取扱いルールがないため、預かることの要否を検討の上、取扱要領を定めルールに基づいた管理が必要である。</p>	<p>預かり現金については、現金を預かる行為の必要性から見直すとともに、必要と認められた場合の現金の預かりに関して、新たに取扱要領を定めて適切な管理を行ってまいります。</p> <p>(児童福祉課)</p>	<p>●未措置</p> <p>預かり現金については、各施設から取扱状況を確認しましたので、現在、現金の預かりに関する取扱要領の策定に向け検討しております。</p> <p>(子ども未来課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【結果分】		部局等名	保健福祉部
報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
37	<p><b>指摘事項 1-4</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公印使用に係る原讐承認について 公印を使用する場合には、「盛岡市公印規則」、及び「盛岡市公印取扱規程」に従い、適切に規定された手続を経る必要がある。</li> </ul>	<p>公印の取扱いについては、規則・規程に従って、適切に事務手続きを実施してまいります。 (児童福祉課)</p>	<p>●未措置 公印の取扱いについては、関係課と適切な事務手続の方法について調整の上、今年度中に整えてまいります。 (子ども未来課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
27	<p>意見1-2</p> <p>○ 収納率の向上について</p> <p>保育料の現年度収納率について、盛岡市と東北6県の県庁所在地の他市（青森市、秋田市、山形市、仙台市、福島市）を比較すると、盛岡市は青森市に次いで低い状況となっているため、現年度分の収納率の向上が必要と考えられる。</p>	<p>収納率の向上については、引き続き口座振替の推進を図るとともに、コンビニ収納等の導入により、納付環境の整備を推進してまいります。</p> <p>また、早期収納を進める観点から、納税課等が業務委託している「納税推進センター」の活用も検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（児童福祉課）</p>	<p>●未措置</p> <p>収納率の向上については、引き続き口座振替の推進を図るため、入所申込の際に口座振替依頼書の提出をお願いし、更なる推進を図っているところであります。</p> <p>コンビニ収納につきましては、平成27年4月から導入することとし、保育システムの改修を行い対応したところです。</p> <p>今後も、納付機会の拡大につきましては、各課と情報を共有しながら進めることとし、早期の収納に対応してまいります。</p> <p>また、「納税推進センター」の活用につきましては、他課の活用状況等を参考とし、費用対効果について、引き続き検証してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（子ども未来課）</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
72	<p>意見 2-1</p> <p>○ 保育料、及び入園料の見直しについて 保育料、及び入園料は平成13年度に改定されているが、以後、その見直しは行われていない。受益者負担の適正化、及び私立幼稚園との格差是正の観点から定期的な見直しが必要なものと思われる。</p>	<p>保育料及び入園料について、10年以上見直しが行われていない実態を踏まえ、近隣市の例を調査し、適正な水準を捉え、見直しを検討いたします。 (学務教職員課)</p>	<p>●未措置 保育料及び入園料について、他都市の状況を調査しながら、平成28年度の園児募集に向けた見直しを現在検討中であります。 (学務教職員課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：1 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 教育委員会

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
75	<p><b>意見 2-2</b></p> <p>○ 幼稚園の運営方針及び計画について</p> <p>公立幼稚園では園児数の減少により、集団学習の機会が減少するとともに、教員人件費の負担共有化が図れず、幼稚園運営の有効性、及び効率性が低下すると思われることから、園の廃止も視野に入れて幼稚園の適正配置に向けた検討を行い、地域・保護者との話し合いを進めていくべきである。</p>	<p>各園はその立地条件から民営化は困難と思われますが、園児数の少ない幼稚園については、運営の効率化が困難なだけでなく、教育に支障をきたすことも懸念されますので、統廃合に向けた検討について、地域・保護者の意見を聞きながら進めてまいります。</p> <p>(学務教職員課)</p>	<p>●未措置</p> <p>幼稚園のあり方についての検討は、地域や幼稚園の保護者との懇談会や説明会等を実施することにより、意見を聴取しながら進めることとしております。</p> <p>(学務教職員課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
103	<p><b>2 内部統制の整備状況の有効性について</b></p> <p><b>指摘事項 3-1</b></p> <p>○ 工事の情報管理に関する事項について</p> <p>「工事等に係る事務改善計画の運用について」には、「工事台帳」及び「工事契約発注変更一覧」により情報の統一を図るとされ、実際にこれらは作成されている。しかし、内部統制の目的から鑑み、組織目的の有効な達成及び効率的な達成のために、情報を更に活用する必要があるのではないかと判断される。本監査による内部統制の評価において、工事の進捗管理は次のリスクに関連しており、その統制手続は非常に重要なものと判断される。工事台帳等により情報の統一を図ることに加え、内部統制上の観点から、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p>	<p>工事に係る情報管理につきましては、平成24年度盛岡市公正職務委員会再発防止検討部会で策定した「工事等に係る事務改善計画」において統一的に管理しているところでございますが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。            (道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>●未措置</p> <p>工事の進捗管理については、新たに指摘を受けた改善策を踏まえて、道路建設課において、リスト（紙ベース）での試行を実施した結果、進捗管理について一定の効果があると認められたことから、今後は他の工事関係課の試行を併せて行ってまいります。</p> <p>なお、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、上記のリストによる進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
119	<p><b>指摘事項 3-5</b></p> <p>○ R 1-7 工事リストの管理が不十分となるリスク 業務の滞留を防止するためには、リストを「見える」状態にしておくことが肝要である。一つの契約の開始から終了にかけて様々な課や担当者が関わり、また、請負者からの提出書類などの関わりも重要であることから、業務がスムーズに流れるための管理の重要性は高いものと考えられる。工事の時系列的な情報管理、情報の「見える」状態化を確保するために、IT活用による自動化・適時化が必要である。</p>	<p>契約から工事完了までの情報管理につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に基づき工事台帳等で管理しておりますが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>●未措置</p> <p>IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、リスト（紙ベース）による進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。</p> <p>併せて、IT化の前提となる工事の時系列的な情報管理、情報の「見える」状態化の確保については、現在、道路建設課において、進捗が見えるよう、新たに一覧表（紙ベース）による試行を実施しており、今後は他の工事関係課での試行を併せて行ってまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
131	<p><b>指摘事項 3-6</b></p> <p>○ R 2-1 予定されている工事契約が開始されないリスク 予算化された工事であっても、用地の買収などが進まない場合に予定された工事が開始されないリスクはある。工事のリストによる管理が必要であると考える。工事の「リスト」による進捗管理により、「予算化された工事が開始されないリスク」に対応する内部統制を構築すべきである。</p>	<p>用地買収の難航等が原因等で予定されている工事が着工されないリスクにつきましては、関係する部課内で協議を行い情報の共有を図っているところですが、ご指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>用地買収の難航等が原因等で予定されている工事が着工されないリスクにつきましては、道路建設課、用地課において、新たに用地交渉記録（紙ベース）の合議や随時の協議による情報共有を行っております。</p> <p>また、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、リスト（紙ベース）による進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名

財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
135	<p><b>指摘事項 3-8</b></p> <p>○ R 5-14総合評価の技術的評価に恣意性が介入するリスク</p> <p>総合評価落札方式と最低制限価格制度の併用は、総合評価落札方式の導入趣旨に反することから、総合評価落札方式において低入札価格調査制度を採用した場合の、失格基準の算定基準を設定する必要がある。</p>	<p>総合評価落札方式において設定している最低制限価格の位置付けを低入札価格調査制度における失格基準であることを実施要領等で明確に定めるとともに、国が現在進めている総合評価落札方式の見直しの動向に沿って、低入札価格調査制度における失格基準の算定基準を再検討し、適正に設定します。</p> <p>(契約検査課)</p>	<p>●未措置</p> <p>総合評価落札方式において設定している最低制限価格の位置付けを低入札価格調査制度における失格基準であることを実施要領等で明確に規定しましたが、平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等が改正されたことも踏まえて、失格基準の算定基準について引き続き検討を進めています。</p> <p>(契約検査課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
147	<p><b>指摘事項 3-10</b></p> <p>○ R11-1 工事完了したにも関わらず検査が行われないリスク</p> <p>工事検査が適時に開始されるようにするため、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p> <p>内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくことが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。</p>	<p>速やかな検査体制につきましては、工事指導検査室及び工事担当課相互でチェックし、検査を実施しておりますが、ご指摘を受け、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけ徹底を図るほか、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>●未措置</p> <p>速やかな検査体制につきましては、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけを行い、徹底を図っているところです。</p> <p>また、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、リスト（紙ベース）による進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
149	<p><b>指摘事項 3-11</b></p> <p>○ R12-1 完了した工事契約の支払がなされないリスク</p> <p>工事契約の支払いが適時になされるようするために、リストによる工事の進捗管理によって工事・手続の遺漏・遅滞を網羅的に管理することが必要である。</p> <p>内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくことが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。</p>	<p>工事検査完了後、工事担当課にてみやかに支払い手続きを行っておりますが、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけ徹底を図っています。また、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討しております。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>工事検査完了後、工事担当課による速やかな支払い手続きについては、「工事等に係る事務改善計画」で責任者を課長として位置づけを行い、徹底を図っています。</p> <p>また、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、リスト（紙ベース）による進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【結果分】

部局等名 建設部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
150	<p><b>指摘事項 3-13</b></p> <p>○ R13-1 工事契約が台帳に計上されないリスク 工事台帳の作成は契約手続開始前のすべての予定工事の一覧から始め、網羅的な工事台帳の作成、及び進捗管理をすることが必要である。</p>	<p>年度当初等において予定している工事の一覧及び台帳を作成することと致します。また、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>●未措置 工事一覧及び台帳の作成については、年度当初等に作成を行い、進捗ごとの記入と確認を行い進捗状況の把握をしております。 また、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し、リスト（紙ベース）による進捗管理の方が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めまいります。 (道路建設課ほか工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	部局等名 財政部	未措置事項の取組状況(担当課)
138	<p><b>意見3-8</b></p> <p>○R 5-14総合評価の技術的評価に恣意性が介入するリスク</p> <p>盛岡市財務規則には総合評価落札方式に関する規定がないため、財務規則のような上位の規則で規定することの要否を検討することが望ましいと考える。</p>	<p>総合評価落札方式競争入札は、一般競争入札の規定で対応可能と考えておりますが、他都市における状況について、調査、研究を進めて検討してまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>		<p><b>●未措置</b></p> <p>総合評価落札方式競争入札は、一般競争入札の規定で対応可能と考えておりますが、他都市における状況について、調査、研究を進めてるほか、平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等が改正されたことも踏まえて、継続して検討を進めてまいります。</p> <p>(契約検査課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等(措置計画)未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
140	<p>意見 3-11 ○R 5-17随意契約において、価格決定で競争性が阻害されるリスク 　随意契約における設計価格などを決定する場合には、その設計・積算に高度な専門的な知識などが必要となることがあるため、設計・積算の外部委託することの適正性、要件などを検討する必要があると考えられる。</p>	<p>随意契約に係る設計・積算の外部委託については、高度に専門的なため標準的な積算方法が無い工事などについて、委託することの適正性を検討してまいります。 (契約検査課、工事関係課)</p>	<p>●未措置 随意契約に係る設計・積算の外部委託については、高度に専門的なため標準的な積算方法が無い工事などについて、委託することの適正性を検討しております。 (契約検査課、工事関係課)</p>

## 様式2

## 平成25年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

## テーマ：2 内部統制の整備状況の有効性について【意見分】

部局等名 建設部ほか

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
143	<p>意見 3-14</p> <p>○ R 7-1 契約された工事が着工されないリスク 工事着工届が受注者から適時に届けられ、予定通りに工事が着工されているかどうか進捗管理をするために、工事の進捗状況を一覧管理できるシステムの導入を検討するべきと考える。</p>	<p>工事の着工につきましては、これまでも担当者による現場の状況把握等で確認しているところでございますが、今回の指摘を受け、ITの活用を含めた工事の進捗管理の方法について検討してまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>	<p>●未措置</p> <p>工事の着工につきましては、「工事等に係る事務改善計画」に現場調査による着工状況確認と設計内容の確実な履行を行うことを明記し位置づけており、担当者等による現場状況把握を行っております。</p> <p>また、道路建設課において、新たにリスト（紙ベース）での進捗管理を試行し「見える化」を図っております。</p> <p>なお、IT化については、他都市事例の調査を行った結果、管理項目も少なく、また費用の大きさを考慮すると、IT化に比較し上記のリストによる進捗管理が効率的であり、費用対効果の面でも効果的と考えられることから、当面はIT化によらない紙ベースでのリストによる工事の進捗管理を進めてまいります。</p> <p>(道路建設課ほか工事関係課)</p>